

2022年4月27日

公私立大学の教学自律の展開 ――

設置届出制度活用による学部・学科改編の実際

～ 届出要件・事前相談／教員審査／学部学科と学位名称／広報・募集 ～

【5月31日（火曜日）開催】

ご参画・ご派遣のお願い

21世紀初頭、「規制緩和」のトレンドのなかで、大学設置認可行政は大幅な「自由化」がなされました。「事前規制から事後評価へ」の大合唱で、2004（平成16）年度から「設置届出」と「認証評価」の制度がスタートしました。

大学設置・審査基準等の省令・告示等の「準則化」がなされ、「学位の分野の変更を伴わない等」の案件は届出で可となりました。そして、20年後、「日本の高等教育の今」を眼前にしております。

設置届出制度の導入の本旨は、大学等の主体的・自律的な判断による機動的な組織改編を可能とすることにあります。認可事項は大学・学部新設など最小限にとどめ、学部・学科等の改組再編については届出事項となりました。

そして、近年の「教教分離」「学位プログラム」の進展の中で、学部学科より下位の教育組織である「専攻」「コース」「プログラム」等を機動的な創意工夫することが、重要となっています。その際には、「学則変更」の届出が基本ですが、定員設定をする場合などは、「設置届出」案件となるケースもあります。

なお、本届出制度の見直しが2014（平成26）年度になされ、「目的養成分野」及び「学際領域」の取り扱いにおいて、認可申請を要する事項に改正されております。

現在、届出の受付期間は、前年度の4～12月（8月を除く。2021年度は8月もある模様）の毎月下旬とし、2カ月後に文科省HPにて、受理されたものについては「設置届出一覧」として公表されます。なお、「2016（平成28）年度開設予定」分から「留意事項」、「2019（平成31）年度開設予定」分からは「附帯事項（遵守事項）」が記載されています。

「学位の分野」は現在、19分野ですが、オンリーワン名称の学部学科の増大により、「学位に付記する学士号の専攻分野の名称は何と700超となっています。ディプロマ・

ポリシーと学位の専攻分野名称の連関はどうなっているのでしょうか。

現在、ホットな状況として、「高等教育の質保証・質向上」に向け、「教学マネジメント」及び「法人ガバナンス」が論議され、抜本的な制度改革が進行しております。

さて、本セミナーでは「設置届出制度」に焦点を当て、4人のコアパースン各位から、制度発足時の「理念」、そして20年余の運用の「検証」と「今後への期待」について、報告・論展をいただきます。

第1講の合田 隆史氏からは、「設置届出制度」導入時に文科省担当課長でおられた立場から制度の「目指した理想」を、その後、この3月まで尚絅学院大学学長として全学改組に取り組んだ8年間の経験による「届出制度の現実」、そして、今後の政策への期待と限界、現実的対処法について、大いに論展いただきます。

その後は、「届出設置のケース・スタディ」として、3大学のコアパースン各位からご報告を賜ります。

まず、聖学院大学の清水 正之氏からは、特に人間福祉学部を廃止し、1学科を人文学部に移行、2学科は統合して新たな心理福祉学部1学科の設置という再編の経緯、改組に取り組むための学内における協働体制や文科省との相談の留意点、そして、改組の効果や今後のステージに向けた展望についてご報告いただきます。

次に、梅光学院大学の樋口 紀子氏からは、2005年当時の3学部5学科体制から、その後2学部2学科に、さらに、現在の2学部2学科6専攻になった経緯、その上で、学部学科数を抑えて「専攻」という形を採ったことによるメリットとデメリット、より柔軟で時代のニーズに応える学びの提供の実際についてご報告いただきます。なお、樋口氏はオンラインでのご出講となります。

そして、大正大学の山本 雅淑氏からは、設置届出制度以前の改組の状況（全学教養課程の改革と新学部設置）から、制度開始後の改組状況、特に社会共生学部の設置（既存学部にある学科からの転換および学科新設）について、また、現在の「新地域主義」に向けた取組みについてご報告をいただきます。